

令和 4 (2022) 年 8 月 22 日

厚生労働省子ども家庭局
母子保健課長 山本 圭子 殿

公益社団法人 日本小児保健協会
会長 小枝 達也



母子健康手帳改訂に関する要望

母子健康手帳改訂に関し、当協会より以下の要望を提出します。

母子健康手帳の改訂に係る頭囲測定並びに胸囲測定について

改訂を求める事項

1. 乳幼児健診では胸囲の測定は行わない
2. 3 歳児健診以降は頭囲の測定は行わない

乳幼児健診における頭囲と胸囲測定の根拠

乳幼児健康診査（以下、乳幼児健診）の測定項目として、母子健康手帳の省令様式ⁱおよび厚生労働省の通知ⁱⁱでは、頭囲は 3～4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児、胸囲は 3～4 か月児、1 歳 6 か月児に示され両者は一致しているが根拠は明らかでない。乳幼児健診における標準的な診察項目のエビデンスを検討した研究班ⁱⁱⁱにおいて、頭囲と胸囲の測定対象年齢についてエビデンスを検討した。

研究班の成果として、以下が示された。乳幼児健診における頭囲測定は、新生児期、乳児期の健診においては、神経筋疾患、発達遅れや水頭症などの疾患スクリーニングにおいて活用されている。いっぽう 3 歳児では測定の根拠に乏しい。胸囲測定について、胎児や新生児の発育評価に活用されているが、3～4 か月児、1 歳 6 か月児、及び 3 歳児の健診では測定の根拠に乏しい。ただし、乳幼児身体発育調査などの人類学的計測の意義を否定するものではなく、調査目的に応じた検討が必要としている。

頭囲測定

健診対象年齢	母子健康手帳 ¹⁾	国通知 ²⁾	測定の根拠
3～4 か月児健診	○	○	○
1歳6 か月児健診	○	○	○
3歳児健診	○	○	×

胸囲測定

健診対象年齢	母子健康手帳 ¹⁾	国通知 ²⁾	測定の根拠
3～4 か月児健診	○	○	×
1歳6 か月児健診	○	○	×
3歳児健診	×	×	×

母子健康手帳の健診項目から3歳児の頭囲測定および3～4か月児以降の胸囲測定を割愛すべき理由

乳幼児健診は、ワンストップでさまざまな健康課題を把握し、乳幼児の健康の保持増進を図るものである。近年、その対象は乳幼児の母親や父親の心理社会的な健康課題にも広がっている。また、乳幼児健診が市区町村の事業として実施されている以上、事業の効率性や参加者の利便性は常に常に考慮されるべきである。実際の現場で身体計測のためには相応の人員の配置とその手間、測定場所や機材の確保が必要である。すなわち市町村にとっては事業予算や人員確保の確たる根拠が必要であり、根拠の乏しいこれらの測定を継続することは、経費面でも参加者の利便性の面でも適切ではない。

なお、市区町村調査（平成29年度）において3歳児健診の健診カルテに頭囲測定の項目があるのは、812市区町村中550（67.7%）であった。

（参考）3歳児の頭囲測定に関してある中核市にヒアリングした状況

令和2年9月から令和4年3月までの3歳児の頭囲計測値の異常は受診者4,578件中、9件で、内訳は、1名が53.7cmで紹介状発行し受診し異常なし、1名が水頭症で管理中、7名がもともと大きめ（小さめ）で経過している正常児であった。

同市では、従来頭囲測定は実施していなかったが、令和2年の9月から（マイナポータルの項目として入力が必要となったため）測定を開始した。同時に視力の屈折検査も開始したため合わせて数名の増員が必要となった。現場スタッフの意見は以下の通りであった。

- ・1歳6か月児健診と比べて、3歳児健診での頭囲の計測は比較的スムーズだが、中には嫌がるお子さんもあるため、その場合には人手がかかり、流れが滞る。

- ・「嫌がる子どもを無理に頭囲測定したので、病院嫌いになった」との苦情がつい最近あった。

- ・目の屈折検査（導入したことにより紹介状の発行事務も増加）でもスタッフの増員が必要

だったので、人手の確保が大変。

・数値の母子健康手帳への記入（グラフへのプロット含む）OCR 用紙への記入についても、多くの手間かかっている。

i 様式第三号（第七条関係） 母子健康手帳省令様式 平成 26 年 10 月

ii 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知 「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正について
別添 5 （令和元年 12 月 25 日）

iii 平成 29 年度～令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業））乳幼児健康診査に関する疫学的・医療経済学的検討に関する研究

以上